

埼保協発第12号
令和2年5月27日

全国健康保険協会埼玉支部長
健康保険組合連合会埼玉連合会事務局長
各市町村国民健康保険主管課長
各国民健康保険組合事務（局）長
埼玉県国民健康保険団体連合会事務局長
警察共済組合埼玉県支部長
埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局長

様

埼玉県保険者協議会事務局長
(埼玉県保健医療部国保医療課長)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた
各種健診等における対応について（通知）

標記の件について、令和2年5月26日付け厚生労働省医政局歯科保健課長、健康局健康課長、がん・疾病対策課長、労働基準局安全衛生部労働衛生課長、子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長、保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長及び医療介護連携政策課長から連名で通知（以下「国通知」という。）がありましたのでお知らせします。

今後の各種健診等については、別添の国通知やQ&Aも活用し適切な対応をお願いいたします。

また、健康保険組合連合会埼玉連合会及び警察共済組合埼玉県支部長におかれましては、関係団体への周知をお願いいたします。

なお、5月26日付けの国通知により、4月17日付けで国が発出した「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について（改訂）」が廃止となったことから、令和2年4月20日付け埼保協発第3号は廃止とします。

事務局：埼玉県保健医療部国保医療課
国保企画担当 宮原・菅野
TEL：048-830-3359
FAX：048-830-4785
E-mail：a3350-11@pref.saitama.lg.jp